

# 家計の節約利用規約

この規約(以下「本規約」といいます。)は、株式会社Wiz(以下「当社」といいます。)が実施するサービス「家計の節約」(以下「本施策」といい、内容については第1条で詳述します。)について、当社と契約者(第2条第3号で定義します。)との間の契約内容について定めたものです。契約者は、本施策の利用に際し、本規約の条項を遵守するものとします。

## 第1条 (本施策の内容)

本施策は、当社が契約者に対し契約者の保有する店舗に当社が指定するステッカーを貼付することを委託し、その成果に応じて契約者に対し手数料を支払うことを内容とします。

## 第2条 (定義)

本規約において使用する以下の用語は、各々以下に定める意味を有するものとします。

- (1)「参加希望者」とは、本施策への参加を希望する者をいいます。
- (2)「本契約」とは、当社と本施策の参加希望者との間で締結する本施策の利用についての契約をいいます。
- (3)「契約者」とは、本施策へ参加するため当社との間で本契約を締結した者をいいます。

## 第3条 (本施策の変更)

1. 当社は、本施策の内容を変更することができるものとします。
2. 当社は、前項の場合、契約者に対し、速やかにその変更内容について、WEBサイト、電子メール等の方法で告知するものとします。
3. 当社は、予告なく本施策を中止することができるものとし、契約者は予めこれを承諾するものとします。
4. 当社は、本施策の変更により、契約者が損害を被った場合においても、一切責任を負わないものとします。ただし、当社に故意または重過失がある場合はこの限りではないものとします。

## 第4条 (当社からの通知)

1. 当社から契約者への通知は、本規約に別段の定めのある場合を除き、電子メールの送付や当社WEBサイト上の掲示、その他当社が適当と合理的に認める方法により行われるものとします。
2. 前項の通知は、次の各号の場合にそれぞれ効力を生じるものとします。
  - (1) 電子メールの送付による場合  
当社が契約者指定の電子メールアドレス宛てに電子メールを発信し、契約者指定の電子メールアドレスの属するメールサーバーに到達した時点
  - (2) WEBサイト上への掲示  
WEBサイトにアップロードし、一般的に閲覧可能となった時点
3. 契約者は、適時電子メールの受信および、当社WEBサイトの閲覧を行うことにより、当社からの通知を遅滞なく確認する義務を負うものとします。

## 第5条 (参加申込と本契約の成立)

1. 参加希望者は、当社に対し、本規約を遵守することに同意し、かつ契約者情報を当社の定める方法で当社に提供することにより、本施策への参加を申請することができます。
2. 当社は、前項に基づき参加を申請した者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、参加を拒絶することがあります。なお、当社は、契約者に対し、参加を拒絶した場合の理由を、説明する義務を負わないものとします。
  - (1) 本規約に違反するおそれがある当社が合理的に判断した場合
  - (2) 当社に提供された情報の全部または一部につき虚偽、誤記または記載漏れがあった場合
  - (3) 過去に本施策および当社の関連会社が提供するサービスの利用を取り消された者である場合
  - (4) 反社会的勢力等(暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味します。以下同じ。)である、または資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営もしくは経営に協力もしくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流もしくは関与を行っている当社が判断した場合
  - (5) その他、当社が参加を適当でないとして合理的に判断した場合
3. 当社は、前項その他当社の基準に従って、参加希望者の利用の可否を判断し、当社が参加を認める場合には、その旨を参加希望者に対し通知します。かかる通知により、本契約が、契約者と当社間に成立するものとします。

## 第6条 (貼付の委託)

当社は、契約者に対し、当社が指定するアプリケーションのダウンロードを勧奨するためのステッカーを契約者が保有する店舗に貼付する業務(以下「貼付業務」という。)を委託し、契約者はこれを受託するものとします。

## 第7条 (貼付業務の遂行等)

1. 契約者は、当社と連絡を緊密にとり、本契約に定められた各条項を誠実に遵守し、善良なる管理者の注意をもって貼付業務を遂行するものとします。
2. 当社および契約者は、相手方に対し、本件業務の統括責任者をそれぞれ定めあらかじめ通知し、これを連絡窓口とすることにより、双方の業務の円滑かつ効率的な遂行に協力するものとします。
3. 契約者は、貼付業務の遂行につき、当社の社会的信用、名誉、評判および利益を侵害し、またはこれらを損なう行為を行わないものとします。

## 第8条 (貼付業務の報告)

1. 契約者は、当社に対し、当社の求めに応じ、貼付業務の遂行状況を書面(電子メールその他の電磁的連絡手段を含む。)により報告しなければならないものとします。
2. 前項に加え、契約者は、当社に報告すべき相当の事由が生じた場合、当社に対し、直ちに報告しなければならないものとします。

## 第9条 (標章)

1. 契約者は、貼付業務の遂行にあたり、当社の商標、意匠、文字、その他の標章(以下併せて「標章等」という。)を、当社の事前の承認を得て、必要な範囲で使用することができるものとします。
2. 当社は、契約者に対し、契約者による当社の標章等の使用方法が不適切であると合理的に判断した場合、その使用中止または変更を求めることができるものとし、契約者はこれに速やかに従うものとします。
3. 契約者は、前項に基づき標章等の使用中止または変更をする場合、その費用を負担するものとします。

4. 契約者は、第三者による標章等の侵害または違法な使用を知った場合、当社に対し、直ちに通知するものとします。

#### 第10条（貼付委託料）

当社は、契約者の貼付業務遂行の対価を別途定める条件表に従い契約者が指定する金融機関口座に振込送金の方法により支払うものとします。なお、振込手数料は当社の負担とします。

#### 第11条（再委託）

1. 契約者は、当社の承諾を得て、貼付業務を第三者に再委託することができるものとします。
2. 契約者は、前項の場合、当社に対し、再委託をする旨および再委託先の情報（住所および名称または商号をいう。）について、速やかに書面（電子メールその他の電磁的連絡手段を含む。）により報告するものとします。
3. 契約者は、第1項の規定により第三者に貼付業務を再委託した場合、契約者は第三者に契約者と同等の義務を課すものとし、その第三者の選任および監督について、当社に対して責任を負うものとします。

#### 第12条（本契約上の地位等）

1. 本規約に基づいて発生する権利義務は、契約者に一身専属的に帰属するものとします。契約者は、当社の書面による事前の承諾なく、本規約に基づく契約者の法律上の地位、権利または義務を、第三者に譲渡、貸与、名義変更、担保権設定、その他の処分をし、または相続等をさせることはできないものとします。
2. 当社が本施策に係る事業を第三者に譲渡する場合（事業譲渡、会社分割その他本施策に係る権利および義務が移転する一切の場合を含む。）、当社は、当該事業の譲渡に伴い、契約者の本規約に基づく契約上の地位、権利および義務ならびにアカウント登録に伴い登録された情報その他の契約者の情報を、当該事業の譲受人に譲渡することができるものとし、契約者は、かかる譲渡につき、予め承諾するものとします。

#### 第13条（遅延損害金）

当社および契約者は、利用料の支払いを遅滞した場合、相手方に対し、年14.6パーセントの割合による遅延損害金を支払うものとします。

#### 第14条（契約期間）

1. 本契約の契約期間は定めのないものとします。
2. 契約者は、当社に対し、解約希望月の25日までに解約の意思表示をすることで、解約希望月の末日をもって本契約の全部または一部を解除することができるものとします。

#### 第15条（禁止行為）

契約者は、本施策の利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当すると当社が合理的に判断する行為をしてはならないものとします。

- (1) 本契約に違反する行為
- (2) 他人の権利を侵害する行為
- (3) 犯罪行為に関連する行為
- (4) 公序良俗に反する行為
- (5) 法令に違反する行為またはそれに準ずる行為
- (6) 本施策に関し利用しうる情報を改ざんする行為
- (7) 当社による本施策の運営を妨害するおそれのある行為
- (8) 本人以外の名義のクレジットカードを本施策に関して使用することその他不正な方法で決済手段を利用する行為
- (9) 前各号の行為を直接または間接に惹起し、もしくは容易にする行為
- (10) その他、社会的状況その他の事情を勘案し当社が不適切と合理的に判断する行為

#### 第16条（当社による本施策の解約）

1. 当社は、契約者が以下の各号のいずれかに該当した場合、本契約の全部または一部を解約できるものとします。なお、当社は解約に代えて利用停止処分をおこなうことができるものとします。
  - (1) 本契約に違反したとき。
  - (2) 利用料の支払に遅延が生じたとき。
  - (3) 第三者から差押え、仮差押え、仮処分、強制執行または滞納処分もしくは競売の申立を受け、または受けることが明白であるとき。
  - (4) 破産、会社更生手続開始、または民事再生手続開始を自ら申立、または第三者から申立てられたとき。
  - (5) 支払停止もしくは振出・引受・裏書をした手形、小切手が不渡りとなったとき。
  - (6) 営業を停止したとき、または営業許可取消等の処分を受けたとき。
  - (7) 解散決議をしたとき。
  - (8) 役員、社員もしくは株主との紛争により正常な営業活動の遂行に著しい支障をきたしたとき。
  - (9) 株主構成または経営主体の全部または一部に重大と認められる変更があり、正常な営業活動の遂行に著しい支障があると認められるとき。
  - (10) 財務状態が著しく悪化したとき。
  - (11) 当社との間の信頼関係を著しく毀損したとき。
  - (12) 当社の名誉、信用を毀損する行為がなされたとき。
  - (13) その他本契約の継続を困難とする重大な事由が発生したとき。
2. 契約者は、当社が前項に基づき本契約を解除した場合、当然に全債務の期限の利益を喪失し、ただちに債務全額を当社に支払わなければならないものとします。
3. 当社は、前項の規定により契約を解約した場合、契約者が既に当社に対して支払った貼付委託料等を返還しないものとします。
4. 当社は、第1項の規定による本契約の解約により生じた損害に対し、一切その責任を負わないものとします。
5. 当社は、合理的な理由が認められる場合、契約者に対し、1ヵ月前までに通知することにより本契約を解約することができるものとします。

#### 第17条（会員情報等の取り扱い）

1. 当社は、本施策の提供に際して、契約者から取得する個人情報および本施策への参加に関し契約者から収集した情報（以下「会員情報等」といいます。）について、個人情報保護法等の法令および当社のプライバシーポリシーに則り取り扱うものとします。
2. 当社は、契約者が当社に提供した会員情報等を、本施策の提供および運用、サービス内容の改良および向上、本施策の利用状況の把握等の目的のために利用し、または個人を特定できない形での統計的な情報として、企業に対する提案またはコンサルティング、新サービスの開発その他の目的のために利用することができるものとします。

#### 第18条（秘密保持）

契約者は、本契約の有効期間中のみならず、本契約終了後においても、本契約の履行上知り得た当社の秘密情報（以下「秘密情報」といいます。）について、これを厳重に管理するとともに、秘密を厳守し、本契約の目的以外のために、これを自ら使用、加工、複製し、または第三者へ開示、漏洩し、もしくは使用させてはならないものとします。

#### 第19条（反社会的勢力の排除）

1. 契約者は、当社に対し、本契約締結以前および本契約期間中において自己および自己が実質的に経営を支配している会社が次の各号に該当し、かつ各号を遵守することを表明し、保証し、誓約するものとします。
  - (1) 反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団およびその関係団体またはその構成員。総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロなど暴力、威力、脅迫の言辞や詐欺的手法を用いて不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体もしくはその構成員または個人。以下「反社会的勢力」といいます。）ではないこと。
  - (2) 主要な出資者、役職員または実質的に経営に関与する者が反社会的勢力でないこと。
  - (3) 反社会的勢力を利用しないこと。
  - (4) 反社会的勢力に財産的利益または便宜を供与しないこと。
  - (5) 反社会的勢力と親密な交際や密接な関係がないこと。
2. 契約者は、前項について自己の違反を発見した場合、直ちに当社にその事実を報告するものとします。
3. 当社は、契約者が前各項に違反した場合、催告その他の手続も要することなく、直ちに本契約を解約することができるものとします。

#### 第20条（損害賠償）

当社および契約者は、相手方に対し、本契約上の義務違反により損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならないものとします。

#### 第21条（本施策の終了）

1. 当社は、本施策の全部または一部を終了する場合、当社のWEBサイトに掲載または電子メールその他の合理的な手段で契約者に周知または通知するものとします。
2. 当社は、前項の手続きを経て本施策の全部または一部を終了した場合、契約者に対し、本施策の終了に起因して生じた損害、損失、その他費用について、責任を負わないものとします。なお、当社に故意または過失がある場合はこの限りではありません。

#### 第22条（相殺の禁止）

契約者は、当社が承諾した場合を除き、本規約に基づき当社に対して負担する債務を、当社が契約者に対して負担する債務をもって相殺することはできないものとします。

#### 第23条（権利の帰属）

1. 本施策および本施策への参加により生じた知的財産権はすべて当社または当社にライセンスを許諾している者に帰属しており、本契約に基づく本施策の利用許諾は、本施策に関する当社または当社にライセンスを許諾している者の知的財産権の使用許諾を意味しないものとします。
2. 契約者は、当社に対し、本施策の利用により得られた著作物に係る著作権を行使しないものとします。

#### 第24条（表明保証）

契約者は、以下の各号を表明し保証するものとします。

- (1) 本施策の申込みにあたり記載した、お客様情報が完全かつ正確であること
- (2) 本施策の利用にあたり、第三者のいかなる権利も侵害しないこと
- (3) 本施策の利用にあたり、法令の違反もしくは不正な目的、意図をもっていないこと
- (4) 本施策の利用にあたり、本規約に反しないこと

#### 第25条（免責）

1. 当社は、本施策の内容（システム等の本施策を提供するための環境を含みます。）および本施策による契約者の目的達成について、その完全性、正確性、有用性および適法性を保証しないものとします。
2. 当社は、本施策が、契約者の売上向上、経費削減、組織力強化、その他特定の目的への適合を保証しないものとします。
3. 本施策に関連して契約者他他の契約者または第三者との間において生じた取引、連絡、紛争等については、契約者が自己の責任によって解決するものとし、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社は一切責任を負わないものとします。

#### 第26条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項またはその一部が、法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定および一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

#### 第27条（本規約の公表および変更）

1. 当社は、当社のWEBサイトその他当社が定める方法により、本規約を公表します。
2. 当社は以下の場合に、当社の裁量により、本規約を変更することができます。
  - (1) 本規約の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。
  - (2) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係わる事情に照らして合理的なものであるとき。
3. 当社は前項による本規約の変更にあたり、変更後の本規約の効力発生日の1ヵ月前までに、本規約を変更する旨および変更後の本規約の内容とその効力発生日を当社WEBサイトに掲示、または契約者に電子メールの送信、SMSの送信をする方法により通知します。
4. 変更後の本規約の効力発生日以降に契約者が本施策を利用したときは、契約者は、本規約の変更に同意したものとみなします。

#### 第28条（準拠法および合意管轄）

1. 本規約は、日本国法に準拠し、解釈されるものとします。
2. 本契約者と当社との間における紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

制定：令和3年6月1日